



2025年12月19日

## 各 位

会社名 全保連株式会社  
代表者名 代表取締役社長執行役員 荻木 英彦  
(コード番号 : 5845 東証スタンダード市場)  
問合せ先 執行役員経営企画部部長 長瀬 雅史  
電話番号 050-3124-6500

## 譲渡制限付株式報酬制度に基づく支給報酬額等の変更に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、譲渡制限付株式報酬制度（以下、「本制度」といいます。）の変更を決議し、本制度に関する議案を2026年6月24日開催予定の第25回定時株主総会（以下、「本株主総会」といいます。）に付議することといたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

### 記

#### 1. 変更の概要

当社は、2024年6月27日開催の当社第23回定時株主総会において、当社の取締役（監査等委員であるものを除く）が株価変動のメリットとリスクを株主の皆様と共有することで、株価上昇および企業価値向上への貢献意欲を従来以上に高めることを目的として、当社の取締役（監査等委員であるものを除く）に対し、本制度を導入することにつき、ご承認をいただきました。

そして当社は、2025年6月26日開催の当社第24回定時株主総会において、本制度に係る当社の取締役（監査等委員であるものを除く）に対する譲渡制限付株式に関する報酬等として支給する金銭報酬債権の総額を年額120,000千円以内（うち社外取締役（監査等委員であるものを除く）の金銭報酬の総額を年額9,000千円以内）として設定すること、当社の取締役（監査等委員であるものを除く）に対して各事業年度において割り当てる譲渡制限付株式の総数は132,847株（うち社外取締役（監査等委員であるものを除く）への割当株式総数は9,964株）を上限とすること等につき、ご承認をいただきました。

2025年12月19日付「監査等委員会設置会社への移行、取締役人事および定款の一部変更に関するお知らせ」にて開示いたしましたとおり、当社は本株主総会における承認可決を条件として、監査等委員会設置会社へ移行する予定です。これに伴い当社は、監査等委員会設置会社移行後の監査等委員である取締役に対しても、株価変動のメリットとリスクを株主の皆様と共有することで、株価上昇および企業価値向上への貢献意欲を高めることを目的として、本制度を導入する議案を本株主総会に付議することといたしました。

これに伴い、本制度に係る当社の取締役（監査等委員であるものを除く）に対する譲渡制限付株式に関する報酬等として支給する金銭報酬債権の総額を年額111,000千円以内（うち社外取締役（監査等委員であるものを除く）の金銭報酬の総額を年額3,000千円以内）として設定し、監査等委員である取締役に対する譲渡制限付株式に関する報酬等として支給する金銭報酬債権の総額を年額9,000千円以内として設定すること、当社の取締役（監査等委員であるものを除く）に対して各事業年度において割り当てる譲渡制限付株式の総数は122,952株（うち社外取締役（監査等委員であるものを除く）への割当株式総数は3,323株）を上限とし、監査等委員である取締役に対して各事業年度において割り当てる譲渡制限付株式の総数は9,969株を上限とすることといたしました。

なお、以上の変更につきましては、下記2.に定める各事業年度において割り当てる譲渡制限付株式数の上限が発行済株式総数に占める割合が、従来同様0.5%程度（10年間に亘り、当該上限となる数の譲渡制限付株式を発行した場合における発行済株式総数に占める割合5%程度）と希釈化率は軽微であることと、また当社の事業規模、報酬体系や同業他社の支給水準等を総合的に勘案し、独立社外取締役がメンバーの過半数を占める指名・報酬委員会の答申を経て取締役会で決定していることから、相当であるものと判断しております。

## 2. 本制度の概要

### (1) 謙渡制限付株式の割当ておよび払込

当社は、本株主総会でのご承認を得られたことを条件として、取締役（監査等委員であるものを除く）および監査等委員である取締役に対し、取締役会決議に基づき、謙渡制限付株式に関する報酬等として上記の年額の範囲内で金銭報酬債権を支給します。各取締役（監査等委員であるものを除く）および監査等委員である取締役は、当該金銭報酬債権の全部を現物出資の方法で給付することにより、謙渡制限付株式の割当てを受けることとします。

なお、謙渡制限付株式の割当てを受ける際、各取締役（監査等委員であるものを除く）および監査等委員である取締役が現物出資の方法で給付することとなる金額（払込金額）は、割り当てる株式の発行または処分に係る取締役会決議の日の前営業日における東京証券取引所における当社普通株式の終値（同日に取引が成立していない場合は、それに先立つ直近取引日の終値）を基礎として、当該謙渡制限付株式を引き受ける取締役に特に有利な金額とならない範囲で取締役会において決定します。

また、上記金銭報酬債権は、当社と当社の取締役（監査等委員であるものを除く）および監査等委員である取締役の間で締結する下記(3)に定める内容を含む「謙渡制限付株式割当契約」に基づき支給いたします。

### (2) 謙渡制限付株式の上限

各事業年度において、取締役（監査等委員であるものを除く）に割り当てる謙渡制限付株式の上限は122,952株（うち社外取締役（監査等委員であるものを除く）への割当てとして3,323株）とし、監査等委員である取締役に割り当てる謙渡制限付株式の上限は9,969株とします。

ただし、本議案に係る株主総会決議の日以降、当社普通株式の株式分割（当社普通株式の株式無償割当てを含む。）または株式併合が行われた場合、およびこれらの場合に準じて割当てる謙渡制限付株式の総数の調整を必要とする場合には、当該謙渡制限付株式の総数を合理的に調整することができるものとします。

### (3) 謙渡制限付株式割当契約の締結およびその内容

謙渡制限付株式の割当てに際し、当社は、取締役会決議に基づき、当社と謙渡制限付株式の割当てを受ける取締役（監査等委員であるものを除く）および監査等委員である取締役との間で謙渡制限付株式割当契約を締結いたします。当該契約には、以下の内容を含むものとします。

#### 【謙渡制限付株式 I】

##### ① 謙渡制限の内容

謙渡制限付株式の割当てを受けた社外取締役以外の取締役（監査等委員であるものを除く）（以下、便宜上「社内取締役（監査等委員であるものを除く）」といいます。）は、謙渡制限付株式の交付日から3年以上で取締役会が定める期間（以下「謙渡制限期間 I」といいます。）、当該謙渡制限付株式（以下「本割当株式 I」といいます。）につき、第三者に対して譲渡、質権の設定、謙渡担保権の設定、生前贈与、遺贈その他一切の处分行為をすることができないものとします（以下「謙渡制限」といいます。）。

##### ② 謙渡制限付株式の無償取得

謙渡制限付株式の割当てを受けた社内取締役（監査等委員であるものを除く）が、謙渡制限期間 I の開始日以降、最初に到来する定時株主総会の開催日の前日までに当社の社内取締役（監査等委員であるものを除く）、監査等委員である取締役もしくは執行役員のいずれの地位からも退任または退職した場合には、取締役会が正当と認める理由がある場合を除き、当社は本割当株式 I を当然に無償で取得するものとします。

また、本割当株式 I のうち、謙渡制限期間 I が満了した時点において下記③の謙渡制限の解除の定めに基づく謙渡制限が解除されていないものがある場合には、当社はこれを当然に無償で取得するものとします。

##### ③ 謙渡制限の解除

当社は、謙渡制限付株式の割当てを受けた社内取締役（監査等委員であるものを除く）が、謙渡制限期間 I の開始日以降、最初に到来する定時株主総会の開催日まで継続して、当社の社内取締役（監査等委員であるものを除く）、監査等委員である取締役もしくは執行役員のいずれかの地位にあったことを条件として、本割当株式 I の全部につき、謙渡制限期間 I が満了した時点をもって謙渡制限を解除します。

ただし、当該社内取締役（監査等委員であるものを除く）が、取締役会が正当と認める理由により、謙渡制限期間 I が満了する前に社内取締役（監査等委員であるものを除く）、監査等委員である取締役もしくは執行役員のいずれの地位からも退任または退職した場合には、謙渡制限を解除

する本割当株式 I の数および譲渡制限を解除する時期を、必要に応じて合理的に調整するものとします。

④ 組織再編等における取扱い

当社は、譲渡制限期間 I 中に、当社が消滅会社となる合併契約、当社が完全子会社となる株式交換契約または株式移転計画その他の組織再編等に関する議案が当社の株主総会（ただし、当該組織再編等に関して当社の株主総会による承認を要さない場合においては、当社取締役会）で承認された場合には、取締役会決議により、譲渡制限期間 I の開始日から当該組織再編等の承認の日までの期間を踏まえて合理的に定める数の本割当株式 I につき、当該組織再編等の効力発生日に先立ち、譲渡制限を解除します。

この場合には、当社は、上記の定めに基づき譲渡制限が解除された直後の時点において、なお譲渡制限が解除されていない本割当株式 I を当然に無償で取得するものとします。

## 【譲渡制限付株式Ⅱ】

### ① 譲渡制限の内容

譲渡制限付株式の割当てを受けた社外取締役（監査等委員であるものを除く）および監査等委員である取締役は、譲渡制限付株式の交付日から当社の社外取締役（監査等委員であるものを除く）および監査等委員である取締役を退任する日までの間（以下「譲渡制限期間Ⅱ」といいます。）、当該譲渡制限付株式（以下「本割当株式Ⅱ」といいます。）につき、第三者に対して譲渡、質権の設定、譲渡担保権の設定、生前贈与、遺贈その他一切の処分行為をすることができないものとします（以下「譲渡制限」といいます。）。

### ② 譲渡制限付株式の無償取得

譲渡制限付株式の割当てを受けた社外取締役（監査等委員であるものを除く）および監査等委員である取締役が、譲渡制限期間Ⅱの開始日以降、最初に到来する当社の定時株主総会の開催日の前日までに当社の社外取締役（監査等委員であるものを除く）および監査等委員である取締役を退任した場合には、取締役会が正当と認める理由がある場合を除き、当社は本割当株式Ⅱを当然に無償で取得するものとします。

また、本割当株式Ⅱのうち、譲渡制限期間Ⅱが満了した時点において下記③の譲渡制限の解除の定めに基づき譲渡制限が解除されていないものがある場合には、当社はこれを当然に無償で取得するものとします。

### ③ 譲渡制限の解除

当社は、譲渡制限付株式の割当てを受けた社外取締役（監査等委員であるものを除く）および監査等委員である取締役が譲渡制限期間Ⅱの開始日以降、最初に到来する定時株主総会の開催日まで継続して、社外取締役（監査等委員であるものを除く）もしくは監査等委員である取締役の地位にあったことを条件として、本割当株式Ⅱの全部につき、譲渡制限期間Ⅱが満了した時点をもって譲渡制限を解除します。

ただし、当該社外取締役（監査等委員であるものを除く）および監査等委員である取締役が、取締役会が正当と認める理由により、譲渡制限期間Ⅱの開始日以降、最初に到来する定時株主総会の開催日の前日までに社外取締役（監査等委員であるものを除く）および監査等委員である取締役を退任した場合には、譲渡制限を解除する本割当株式Ⅱの数および譲渡制限を解除する時期を、必要に応じて合理的に調整するものとします。

### ④ 組織再編等における取扱い

当社は、譲渡制限期間Ⅱ中に、当社が消滅会社となる合併契約、当社が完全子会社となる株式交換契約または株式移転計画その他の組織再編等に関する議案が当社の株主総会（ただし、当該組織再編等に関して当社の株主総会による承認を要さない場合においては、当社取締役会）で承認された場合（当該組織再編等の効力発生日が譲渡制限期間Ⅱ満了時点より前に到来するときに限る。以下「組織再編等承認時」といいます。）であって、かつ当該組織再編等に伴い譲渡制限付株式の割当てを受けた社外取締役（監査等委員であるものを除く）および監査等委員である取締役が社外取締役（監査等委員であるものを除く）および監査等委員である取締役を退任することとなる場合には、取締役会決議により、譲渡制限期間Ⅱの開始日から組織再編等承認時までの期間を踏まえて合理的に定める数の本割当株式Ⅱにつき、組織再編等承認時に先立ち、譲渡制限を解除します。

また、組織再編等承認時には、当社は、組織再編等承認時の前営業日をもって、同日において譲渡制限が解除されていない本割当株式Ⅱを当然に無償で取得するものとします。

### （ご参考）

当社は、本株主総会終結の時以降、上記の譲渡制限付株式Ⅰと同様の譲渡制限付株式を、当社の執行役員に対し、割り当てる予定です。

以上